確　　　約　　　書

今回、小山市　　　　　　　　　　　　から、公共下水道に接続する汚水については、下水道法施行令第九条（除害施設の設置等に関する条例の基準）に定められた範囲内の水質で排出します。

令和　　年　　月　　日

小山市

下水道事業管理者　小山市長　浅野 正富　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

〇下水道法施行令第九条（除害施設の設置等に関する条例の基準）

　法第十二条第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。） の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

一　温度　四十五度以上であるもの

二　水素イオン濃度　水素指数五以下又は九以上であるもの

三　ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ　鉱油類含有量　一リットルにつき五ミリグラムを超えるもの

ロ　動植物油脂類含有量　一リットルにつき三十ミリグラムを超えるもの

四　よう素消費量　一リットルにつき二百二十ミリグラム以上であるもの